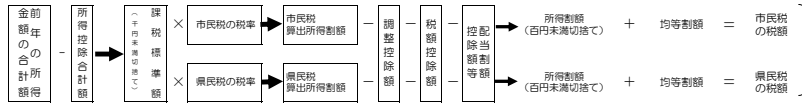


令和5年度 市・県民税の計算方法



所得金額

【給与所得金額計算表】

給与等の収入金額の合計額	給与所得金額	給与等の収入金額の合計額	給与所得金額
551,000円未満	0円	1,628,000円～ 1,799,999円	収入金額－4 K×2.4＋ 100,000円
551,000円～ 1,618,999円	収入金額 －550,000円	1,800,000円～ 3,599,999円	収入金額－4 ※1,000円未 満は切り捨て (算出金額＝K)
1,619,000円～ 1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円～ 6,599,999円	K×2.8－ 80,000円
1,620,000円～ 1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円～ 8,499,999円	K×3.2－ 440,000円
1,622,000円～ 1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円以 上	収入金額×0.9 －1,100,000 円
1,624,000円～ 1,627,999円	1,074,000円		収入金額－1,950,000円

【公的年金所得金額計算表】

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金所得金額	受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金所得金額
65歳未満の 人(昭和33年 1月2日以前 生まれ)	60万円以下	0円	65歳以上の 人(昭和33年 1月1日以前 生まれ)	110万円以下	0円
	60万円超 130万円未満	(A)－60万円		110万円超 330万円未満	(A)－110万円
	130万円以上 410万円未満	(A)×0.75－ 27万5千円		330万円以上 410万円未満	(A)×0.75－ 27万5千円
	410万円以上 770万円未満	(A)×0.85－ 68万5千円		410万円以上 770万円未満	(A)×0.85－ 68万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	(A)×0.95－ 145万5千円		770万円以上 1,000万円未満	(A)×0.95－ 145万5千円

所得控除

※(7)～(12)については前年の12月31日(年の途中で死亡した場合は、その死亡の日)の状況によって判断します。

(1) 雑損控除	① 損失額－保険金・損害賠償金等の合計額 ② 災害関連支出の金額－5万円	総所得金額等の合計額の10%のいずれか多い金額	雑損控除額
(2) 医療費控除	前年中に支払った医療費の額から保険金等で補てんされた額を差し引いた金額 ※ 地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合(セルフメディケーション税制) 特定一般用医薬品等購入費	総所得金額等の合計額の5%相当額又は10万円のいずれか少ない金額	医療費控除額(限度額200万円)
(3) 社会保険料控除	社会保険料の支払額		社会保険料控除額
(4) 小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の金額		小規模企業共済等掛金控除額
(5) 生命保険料控除	前年中に支払った一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料についてそれぞれ次の算式により計算した金額が生命保険料控除額となります。(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ次の算式により計算した控除額の合計額です。(限度額28,000円)		生命保険料控除額
(6) 地震保険料控除	次に計算した金額が地震保険料控除額となります。 ① 地震保険 前年中に支払った地震保険料の1/2相当額(限度額25,000円) ② 旧長期損害保険(平成18年12月31日までに締結したもの) 保険料のうち(5,000円までの部分の金額)＋(5,000円を超える部分の金額の1/2)(限度額10,000円) ①＋②(限度額25,000円)		地震保険料控除額
(7) 障害者控除	26万円	ただし、特別障害者については30万円(特別障害者で同居している場合は53万円)	障害者控除額
(8) 寡婦・ひとり親控除	26万円	ただし、ひとり親については30万円	寡婦・ひとり親控除額
(9) 勤労学生控除	26万円	本人が学生・生徒などである場合に控除されます。ただし、合計所得金額が75万円超の人や、勤労によらない所得が10万円超の人は控除を受けられません。	勤労学生控除額
(10) 配偶者控除	納税義務者の合計所得金額	900万円以下 900万円超 950万円以下 950万円超 1,000万円以下	配偶者控除額
(11) 配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	900万円以下 900万円超 950万円以下 950万円超 1,000万円以下	配偶者特別控除額
(12) 扶養控除	扶養親族のうち ① 16歳以上19歳未満の人 ② 19歳以上23歳未満の人(特定扶養親族) ③ 23歳以上70歳未満の人 ④ 70歳以上の人(老人扶養親族)	1人につき 1人につき 1人につき 同居する老親等 1人につき その他の老人扶養親族 1人につき	扶養控除額
(13) 基礎控除	納税義務者の合計所得金額	2,400万円以下 2,400万円超 2,450万円以下 2,450万円超 2,500万円以下	基礎控除額

税額控除

●調整控除

市民税・県民税と所得税では人的控除額に差がありますので、これによる負担増の調整のため、所得割額から調整控除額が控除されます。

市・県民税の合計課税所得金額	調整控除額(市民税3/5 県民税2/5)
200万円以下の人	①、②のいずれか少ない金額の5% ① 人的控除額の差の合計額 ② 市・県民税の合計課税所得金額
200万円超の人	(人的控除額の差の合計額－(市・県民税の合計課税所得金額－200万円))×5% ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とする。

※ 合計課税所得金額は、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。
※ 合計所得2,500万円超えの人は調整控除はありません。

人的控除額の差(金額欄参照)

控除の種類	金額	金額			
		納税義務者の合計所得金額			
障害者控除	普通	1万円			
	特別	10万円			
	同居特別	22万円			
寡婦控除	1万円	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
	ひとり親控除	1万円	5万円	4万円	2万円
勤労学生控除	父	1万円	5万円	4万円	2万円
	母	5万円			
扶養控除	一般	5万円			
	特定	18万円	48万円超 50万円未満	5万円	4万円
	同居老親等	13万円	50万円以上 55万円未満	3万円	2万円
基礎控除	5万円				1万円

●配当控除

種類	課税所得金額	金額			
		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
利益の配当等		市民税	県民税	市民税	県民税
外貨建等以外の証券投資信託		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

●住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において、住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額に市民税は3/5、県民税は2/5の割合を乗じた金額

① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)

② 前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前金額)

居住年	控除限度額
平成21年～平成26年3月31日	所得税の課税総所得金額×5%(最高97,500円)
平成26年4月1日～令和3年12月31日	所得税の課税総所得金額×7%(最高136,500円)
令和4年1月1日～令和7年12月31日	所得税の課税総所得金額×5%(最高97,500円) ※注)

(※注) 居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別取得等(特別取得及び特別特別取得を指す)又は特別特別取得に該当する場合には「所得税の課税総所得金額×7%(最高136,500円)」

●寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、市民税は6%に相当する金額	課税総所得金額から人的控除差額を控除した金額	割合
1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金	0円以上195万円以下	84.895%
2 広島県共同基金又は日本赤十字社広島県支部に対する寄附金	195万円を超え330万円以下	79.79%
3 所轄税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として広島県又は尾道市の条例で定めるもの	330万円を超え695万円以下	69.58%
	695万円を超え900万円以下	66.517%
	900万円を超え1,800万円以下	56.307%
	1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%
	4,000万円超	44.055%
	0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
	0円未満(課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

ただし、1のうち特別控除の対象となる寄附金が2,000円を超える場合は、その超える金額に、上表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は2/5、市民税は3/5に相当する金額(所得税の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)をさらに加算した金額

●配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

※令和5年度以外の税額の算出については、各年度の地方税法によります。

※税法が改正されたときは、改正内容によります。